

第 8 期 決 算 公 告

平成22年6月23日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社みずほコーポレート銀行
取締役頭取 佐藤 康博

連結貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	3,518,958	預 渡 性 預 金	19,463,482
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	160,238	債 券	7,748,218
買 現 先 勘 定	7,125,329	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	695,930
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	5,202,597	売 現 先 勘 定	12,073,142
買 入 金 銭 債 権	128,606	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	11,420,275
特 定 取 引 資 産	12,509,260	特 定 取 引 負 債 金	4,456,030
金 銭 の 信 託	96,267	借 用 金	7,293,896
有 価 証 券	21,739,150	外 国 為 替	7,133,387
貸 出 金	26,935,960	短 期 社 債	178,646
外 国 為 替	579,822	社 債	476,400
金 融 派 生 商 品	7,013,062	金 融 派 生 商 品	3,608,937
そ の 他 資 産	2,454,327	そ の 他 負 債 金	6,738,533
有 形 固 定 資 産	146,240	賞 与 引 当 金	2,077,907
建 物	39,470	退 職 給 付 引 当 金	32,745
土 地	63,964	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15,451
リ ー ス 資 産	1,212	貸 出 金 売 却 損 失 引 当 金	615
建 設 仮 勘 定	2,416	偶 発 損 失 引 当 金	15,258
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	39,176	特 別 法 上 の 引 当 金	1,688
無 形 固 定 資 産	189,052	繰 延 税 金 負 債	1,883
ソ フ ト ウ ェ ア	106,878	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	9,217
リ ー ス 資 産	43	支 払 承 諾	21,502
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	82,130		2,639,822
繰 延 税 金 資 産	226,894	負 債 の 部 合 計	86,102,975
支 払 承 諾 見 返	2,639,822	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△ 327,408	資 本 金	1,404,065
投 資 損 失 引 当 金	△ 2	資 本 剰 余 金	663,434
		利 益 剰 余 金	504,565
		株 主 資 本 合 計	2,572,065
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	139,136
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	69,814
		土 地 再 評 価 差 額 金	29,498
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 95,152
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	143,296
		新 株 予 約 権	367
		少 数 株 主 持 分	1,519,476
		純 資 産 の 部 合 計	4,235,205
資 産 の 部 合 計	90,338,181	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	90,338,181

連結損益計算書（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目						金 額	
経	常	収	益				1,429,520
資	金	運	用	収	益	784,420	
貸	出	金	利	息		446,841	
有	価	証	券	利	息	210,639	
コ	ー	ル	ロ	ー	ン	3,535	
買	現	先	利	息		34,284	
債	券	貸	借	取	引	8,539	
預	け	金	利	息		9,474	
そ	の	他	の	受	入	71,105	
信	託		報		酬	0	
役	務	取	引	等	収	232,293	
特	定	取	引	収	益	245,759	
そ	の	他	業	務	収	80,918	
そ	の	他	経	常	収	86,127	
経	常	費	用				1,189,301
資	金	調	達	費	用	313,839	
預	金	利	息			75,221	
譲	渡	性	預	金	利	23,010	
債	券	利	息			8,589	
コ	ー	ル	マ	ネ	ー	55,695	
売	現	先	利	息		32,668	
債	券	貸	借	取	引	7,900	
借	用	金	利	息		39,875	
短	期	社	債	利	息	1,103	
社	債	利	息			54,557	
そ	の	他	の	支	払	15,217	
役	務	取	引	等	費	36,444	
そ	の	他	業	務	費	72,562	
営	業	経	常	費	用	505,506	
そ	の	他	経	常	費	260,948	
貸	倒	引	当	金	繰	38,799	
そ	の	他	の	経	常	222,148	
経	常	利	益				240,218
特	別	利	益				86,201
固	定	資	産	処	分	2,699	
償	却	債	権	取	立	13,897	
負	の	の	れ	ん	発	67,262	
そ	の	他	の	特	別	2,341	
特	別	損	失				63,938
固	定	資	産	処	分	3,256	
減	損	損	損			2,181	
金	融	商	品	取	引	44	
そ	の	他	の	特	別	58,456	
税	金	等	調	整	前		262,481
法	人	税	、	住	民	16,291	
法	人	税	等	還	付	△ 7,181	
法	人	税	等	調	整	10,391	
法	人	税	等	合	計		19,501
少	数	株	主	損	益		242,979
少	数	株	主	利	益		19,046
当	期	純	利	益			223,933

〈連結財務諸表の作成方針〉

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 84社

主要な会社名

みずほ証券株式会社

Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.

Mizuho Corporate Bank (USA)

MHCB America Holdings, Inc.

当行子会社であったみずほ証券株式会社と当行関連法人等であった新光証券株式会社は平成21年5月7日を合併効力日として、新光証券株式会社を吸収合併存続会社、みずほ証券株式会社を吸収合併消滅会社とする合併を実施し、商号をみずほ証券株式会社と変更しております。

合併後のみずほ証券株式会社他21社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併、新規設立等により当連結会計年度から連結しております。

また、合併前のみずほ証券株式会社他5社は合併による消滅、清算等により連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

非連結の子会社及び子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

② 持分法適用の関連法人等

20社

主要な会社名

みずほキャピタルパートナーズ株式会社

なお、永和証券株式会社他3社は、みずほ証券株式会社と新光証券株式会社の合併により当連結会計年度から持分法の対象に含めております。

また、新光証券株式会社他1社は、みずほ証券株式会社との合併により連結される子会社となったこと等により、持分法の対象から除いております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

Asian-American Merchant Bank Limited

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

10月末日 1社

12月末日 38社

3月末日 36社

6月最終営業日の前日 3社

12月29日 6社

② 10月末日、6月最終営業日の前日及び12月29日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人等の形態によっております）14社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社14社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は1,516,219百万円、負債総額（単純合算）は1,515,575百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

② 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当連結会計年度末残高

貸出金 1,221,220百万円

信用枠及び流動性枠 334,786百万円

主な損益

貸出金利息 10,409百万円

役務取引等収益 1,575百万円

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として発生年度以降20年以内で均等償却しており、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社及び子法人等株式並びに持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

①株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

②社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

③社債発行差金

社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認

められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は172,139百万円であります。
その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

また、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。

なお、時価をもって連結貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金15,269百万円を相殺表示しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準

貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,883百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社及び子法人等株式並びに持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,128百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は19,079百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行って

るため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、当行の一部の資産・負債及び連結される子会社及び子法人等の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(企業結合に関する会計基準等)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用しております。

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は35,159百万円増加、繰延税金資産は14,292百万円減少、その他有価証券評価差額金は20,867百万円増加しております。また、貸倒引当金、貸倒引当金繰入額は1,596百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額増加しております。

表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

(1) 従来、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したことから当連結会計年度から区分掲記しております。なお、前連結会計年度において、「法人税、住民税及び事業税」に含まれておりました「法人税等還付税額」は416百万円であります。

(2) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日内閣府令第5号）が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資額を除く） 6,834百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は9,868,911百万円、再貸付けに供している有価証券は14,409百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,716,383百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,122百万円、延滞債権額は193,302百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は176,692百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は391,117百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、370,891百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	5,153,739百万円
有価証券	7,815,054百万円
貸出金	4,429,810百万円
その他資産	5,171百万円
有形固定資産	224百万円
現金預け金	130百万円
担保資産に対応する債務	
預金	172,761百万円
コールマネー及び売渡手形	770,000百万円
売現先勘定	4,958,843百万円
債券貸借取引受入担保金	3,770,815百万円
借入金	5,553,575百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」26,131百万円、「特定取引資産」167,357百万円、「有価証券」1,005,464百万円及び「貸出金」18,608百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は446,618百万円、先物取引差入証拠金は41,280百万円、保証金は34,070百万円、その他の証拠金等は29,722百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,956,139百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,641,472百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	343百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 136,249百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,687百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金575,379百万円が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付社債759,689百万円が含まれております。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は60,799百万円であります。

16. 1株当たりの純資産額 231,007円37銭

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△382,807百万円
年金資産（時価）	415,385百万円
未積立退職給付債務	32,577百万円
未認識数理計算上の差異	96,946百万円
連結貸借対照表計上額の純額	129,523百万円
前払年金費用	144,974百万円
退職給付引当金	△15,451百万円

18. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準） 16.00%

（連結損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、株式等売却益73,291百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、信用リスク減殺取引に係る損失85,409百万円、貸出金償却42,432百万円、株式等償却39,531百万円を含んでおります。
- 「その他の特別利益」には、偶発損失引当金純取崩額1,960百万円を含んでおります。
- 「その他の特別損失」は、証券子会社合併に伴う持分変動損失38,899百万円、段階取得に係る損失13,653百万円、証券子会社の合併関連費用5,903百万円であります。
- 1株当たり当期純利益金額 29,752円39銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 29,751円93銭

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

銀行業を中心とする当行及び当グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。また、一部の連結される子会社及び子法人等では証券業務やその他の金融関連業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行及び当グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金、資金運用目的等で保有する株式、国債などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク（信用リスク）及び、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（市場リスク）に晒されています。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っています。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当行及び当グループの財務状況の悪化等により、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる、あるいは必要な資金を確保できずに資金繰りが困難になることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、金融資産・負債は急速に多様化・複雑化しており、当行及び当グループは、信用リスク・市場リスク・流動性リスクをはじめ、多様なリスクに晒されています。

当行及び当グループは保有する金融資産・負債に係わる金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しています。ALM目的として保有するデリバティブ取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的としても保有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①リスク管理への取組み

当行及び当グループでは、当行及び当グループの経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の一つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当行及び当グループでは、各種リスク管理の明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当行及び当グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しています。当行及び当グループは、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めています。

②総合的なリスク管理

当行及び当グループでは、当行及び当グループが保有する様々な金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、各リスク単位毎にリスクキャピタルを配賦し、リスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行及び当グループ全体として保有するリスクが資本勘定等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当行は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためのリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等で報告しております。

③信用リスクの管理

当行及び当グループの信用リスク管理は、信用リスクを相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用VAR）、及び信用VARと信用コストとの差額（＝信用リスク量）を計測し、保有ポートフォリオから発生する貸倒損失の可能性を管理しております。また、全体の信用リスクを特定企業への与信集中の結果発生する「与信集中リスク」と企業グループ・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」に分解し、それぞれのリスクを制御するために各種ガイドラインを設定するなど適切な管理を行っております。

当行では、取締役会が信用リスクに関する重要な事項を決定し、頭取が信用リスク管理を統括しています。経営政策委員会である「ポートフォリオマネジメント委員会」や「クレジット委員会」において、当行及び当グループのクレジットポートフォリオの運営、与信先に対する取引方針等について総合的に審議・調整を行います。リスク管理グループ統括役員は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。信用リスク管理担当各部署は、信用リスクの計測・モニタリングや信用リスク管理に係る基本的な企画立案、推進等を行っております。審査グループ統括役員は、審査に関する事項を所管し、主に個別与信の観点から信用リスク管理を行っております。審査担当各部署は、個別与信案件に係る審査、管理、回収等を行っております。また、牽制機能強化の観点から、業務部門から独立した内部監査部門として資産監査部を設置しております。

④市場リスクの管理

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、VARとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。トレーディング業務およびバンキング業務については、VARによる限度および損失に対する限度を設定しております。また、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

当行では、市場リスク管理に関する重要な事項については取締役会が決定し、頭取が市場リスク管理を統括しております。また、経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行っております。さらに、市場業務に関しては、フロントオフィス（市場部門）やバックオフィス（事務管理部門）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く体制としております。ミドルオフィスは、VARに加えて、取引実態に応じて10BPV（ベースポイントバリュー）等のポジション枠や損失限度の管理、ストレステストの実施等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

⑤資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクの管理方法としては、市場からの資金調達にかかる上限額に対するリミット等を設定し、モニタリングを行っております。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、および「懸念時」・「危機時」の対応について定めるとともに、緊急に対処する必要があると判断した場合には、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

流動性リスク管理体制は、前述「④市場リスクの管理」の市場リスク管理体制に加え、グローバルマーケットユニット統括役員が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、ALM部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、頭取やALM・マーケットリスク委員会等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金（＊1）	3,518,517	3,518,517	－
(2) コールローン及び買入手形（＊1）	159,936	159,936	－
(3) 買現先勘定	7,125,329	7,125,329	－
(4) 債券貸借取引支払保証金	5,202,597	5,202,597	－
(5) 買入金銭債権（＊1）	128,543	128,543	－
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	8,476,600	8,476,600	－
(7) 金銭の信託（＊1）	96,267	96,267	－
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,923	2,937	13
その他有価証券	21,182,145	21,182,145	－
(9) 貸出金	26,935,960		
貸倒引当金（＊1）	△284,542		
	26,651,418	26,698,840	47,422
資産計	72,544,279	72,591,715	47,435
(1) 預金	19,463,482	19,463,592	110
(2) 譲渡性預金	7,748,218	7,748,218	－
(3) 債券	695,930	698,019	2,089
(4) コールマネー及び売渡手形	12,073,142	12,073,142	－
(5) 売現先勘定	11,420,275	11,420,275	－
(6) 債券貸借取引受入担保金	4,456,030	4,456,030	－
(7) 特定取引負債			
売付商品債券等	3,823,301	3,823,301	－
(8) 借入金	7,133,387	7,152,059	18,672
(9) 社債	3,608,937	3,667,837	58,899
負債計	70,422,706	70,502,477	79,771
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	396,003		
ヘッジ会計が適用されているもの	248,948		
貸倒引当金（＊1）	△5,386		
デリバティブ取引計	639,565	639,565	－

（＊1）貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊2）特定取引資産・負債及び金融派生商品等に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、主に約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、主に約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (5) 買入金銭債権
買入金銭債権については、ブローカー又は情報ベンダー等から入手した価格等によっております。
- (6) 特定取引資産
トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格等によっております。
- (7) 金銭の信託
金銭の信託については、主に短期間（6カ月以内）の取引で運用されているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。
- (8) 有価証券
株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダー等から入手した価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。私募債は、内部格付、残存期間に基づき、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて算定された価額を時価としております。
変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。
当行欧州拠点及び米州拠点の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。
- (9) 貸出金
貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、残存期間に基づき、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて算定された価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

- (1) 預金及び (2) 譲渡性預金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金は、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて算定された価額を時価としております。
譲渡性預金については、主に約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (3) 債券
市場価格等によっております。
- (4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び (6) 債券貸借取引受入担保金
これらは、主に約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (7) 特定取引負債
トレーディング目的の売付商品債券、売付債券については、取引所の価格等によっております。
- (8) 借入金
元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定された価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (9) 社債
市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると想定される利率で割り引いて算定された価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定された価額を時価としております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（8）その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式（*1）（*2）	382,250
②組合出資金（*2）（*3）	159,623
③その他（*2）	5,371
合計	547,246

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について29,523百万円、組合出資金について10,332百万円、その他について346百万円減損処理を行なっております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びコマーシャル・ペーパー等、「現

金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△25,419

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,923	2,937	13

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,367,497	996,467	371,029
	債券	9,981,771	9,921,299	60,471
	国債	9,280,045	9,258,574	21,471
	地方債	13,529	12,914	614
	社債	688,196	649,810	38,385
	その他	2,856,677	2,768,795	87,881
	外国債券	2,570,565	2,523,596	46,969
	買入金銭債権	6,262	6,178	83
	その他	279,848	239,020	40,828
	小計	14,205,946	13,686,562	519,383
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	557,832	684,055	△126,222
	債券	3,705,455	3,717,181	△11,726
	国債	3,416,302	3,421,543	△5,241
	地方債	3,851	3,891	△40
	社債	285,301	291,746	△6,444
	その他	2,915,764	3,098,423	△182,658
	外国債券	2,120,439	2,179,809	△59,370
	買入金銭債権	95,441	97,647	△2,206
	その他	699,884	820,966	△121,082
	小計	7,179,052	7,499,660	△320,607
合計		21,384,998	21,186,223	198,775

（注）評価差額のうち、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は、4,859百万円（利益）であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	231,736	68,073	6,947
債券	17,595,121	11,576	1,494
国債	17,257,527	8,336	1,473
地方債	51,433	565	18
社債	286,159	2,674	1
その他	6,903,115	41,493	48,218
合計	24,729,973	121,142	56,660

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は16,881百万円（うち株式4,698百万円、その他12,182百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	96,267	—

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 372百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

①ストック・オプションの内容

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 8名 同社の執行役員 60名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,217,000株
付与日	平成21年8月18日
権利確定条件	みずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。 ただし、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した後、引続き同社の取締役または執行役員に就任する場合はこの限りではなく、最終的に同社の取締役または執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。
対象勤務期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年8月19日 至 平成41年8月18日

（注）株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

（イ）ストック・オプションの数

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	1,217,000
失効	2,000
権利確定	50,000
未確定残	1,165,000
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	50,000
権利行使	16,000
失効	—
未行使残	34,000

（注）ストック・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

（ロ）単価情報

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円
行使時平均株価	265円00銭
付与日における公正な評価単価	1株につき306円21銭

③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたみずほ証券株式会社第2回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（イ）使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

（ロ）主な基礎数値及び見積方法

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権
株価変動性（注）1	51.64%
予想残存期間（注）2	3.03年
予想配当（注）3	1株につき5円
無リスク利子率（注）4	0.375%

（注）1. 割当日前営業日（平成21年8月17日）から予想残存期間（3.03年）に相当する過去158週分の同社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

（注）2. 同社役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

（注）3. 平成21年5月7日の合併を考慮し、過去の実績配当等に基づき見積もっております。

（注）4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（企業結合等関係）

当行の連結される子会社であるみずほ証券株式会社（以下「旧みずほ証券」という）と持分法適用の関連法人等である新光証券株式会社（以下「新光証券」という）は、それぞれ平成21年3月4日の取締役会の承認を経て合併契約を締結し、平成21年4月3日に開催された両社の株主総会において当該合併契約承認が決議され、平成21年5月7日に合併（以下「本合併」という）いたしました。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、議決権比率、取得企業を決定するに至った主な根拠
 - (1) 被取得企業の名称 新光証券株式会社
 - (2) 事業の内容 金融商品取引業
 - (3) 企業結合を行った主な理由 みずほフィナンシャルグループの一員として、銀行系の証券会社としての強みを生かし、先行きの不透明感の強い市場の中で競争力をつけるとともに、お客さまへのサービス提供力を向上させ、更には、グローバルベースで競争力のある最先端の総合金融サービスを提供できる体制への再構築が必要であると判断したため
 - (4) 企業結合日 平成21年5月7日
 - (5) 企業結合の法的形式 新光証券を吸収合併存続会社とし、旧みずほ証券を吸収合併消滅会社とした合併
 - (6) 結合後企業の名称 みずほ証券株式会社
 - (7) 議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	27.25%
企業結合日に追加取得した議決権比率	32.23%
取得後の議決権比率	59.48%
 - (8) 取得企業を決定するに至った主な根拠 法的に消滅会社となる旧みずほ証券の株主である当行が、本合併により新会社の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合会計上は旧みずほ証券が取得企業に該当し、新光証券が被取得企業となったもの
2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成21年5月7日から平成22年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	旧みずほ証券の普通株式	107,801百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	118百万円
取得原価		107,920百万円
4. 合併比率、算定方法、交付株式数、段階取得に係る損益
 - (1) 合併比率

会社名	新光証券（存続会社）	旧みずほ証券（消滅会社）
合併比率	1	122
 - (2) 算定方法
旧みずほ証券及び新光証券は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ合併比率算定のための第三者評価機関を任命し、その算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。
 - (3) 交付株式数
普通株式 815,570,000株
 - (4) 段階取得に係る損益
△13,653百万円（その他の特別損失に含んでおります）
5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、会計処理
 - (1) 発生した負ののれんの金額 66,972百万円
 - (2) 発生原因
被取得企業に係る当行の持分額と取得原価との差額によります。
 - (3) 会計処理
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）の早期適用により、負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
 - (1) 資産の額

資産合計	2,320,378百万円
うち特定取引資産	1,008,003百万円
 - (2) 負債の額

負債合計	2,020,504百万円
うち特定取引負債	671,840百万円
7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
 - (1) 無形固定資産に配分された金額 73,949百万円
 - (2) 主要な種類別の内訳
顧客関連資産 73,949百万円
 - (3) 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
顧客関連資産 16年
8. 取得企業の合併に伴う持分変動損益
△38,899百万円（その他の特別損失に含んでおります）